

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 1 月 31 日（金）第2978号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※） （保健体育課取扱い） 1
- 鹿児島県都市公園条例及び鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 項の規則で定める日を定める規則（※） （保健体育課取扱い） 3

教 育 委 員 会 告 示

- 指定管理者の指定 （保健体育課取扱い） 4

規 則

鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 1 号

鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例施行規則（昭和46年鹿児島県規則第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則

第 1 条中「鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例」を「鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例」に改める。

第 2 条第 1 項中「鴨池公園及び鴨池緑地公園の」を「条例第 2 条各項に規定する」に改め，同項第 1 号中「申し出」を「申出」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 2 条」を「第 2 条各項」に改める。

第10条第 1 項第 4 号中「財団法人鹿児島県体育協会（昭和44年 8 月 23 日に財団法人鹿児島県体育協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人鹿児島県体育協会（）」に改め，同項第 6 号中「第15条」を「第15条第 4 項」に，「第45条」を「第45条第 2 項」に改める。

別表中

「

鹿児島県立鴨池補助競技場	放送設備
--------------	------

 」を

「

鹿児島県立鴨池補助競技場	放送設備
	会議室
	放送設備
	電光得点板

 」に

改め、同表備考1中「の利用者」を「を利用する者」に、「当該附属設備に係る」を「当該会議室の」に改め、同表備考2中「の利用者」を「を利用する者」に改め、同表備考に次のように加える。

3 鹿児島県立サッカー・ラグビー場の天然芝グラウンド又は人工芝グラウンドを利用する者が会議室を利用する場合には、当該会議室の利用料金は、無料とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 鹿児島県都市公園条例及び鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鹿児島県条例第56号）附則第3項の規定により、知事が鹿児島ふれあいスポーツランドの管理を行う場合にあっては、改正後の鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定（第2条第1項第2号及び第2項第3号、第10条第1項及び第3項並びに第14条を除く。）中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用許可申請書」とあるのは「使用許可申請書」と、「利用許可書」とあるのは「使用許可書」と、「利用許可変更申請書」とあるのは「使用許可変更申請書」と、「利用許可変更許可書」とあるのは「使用許可変更許可書」と、「利用取消届書」とあるのは「使用取消届書」と、「利用料金返還申請書」とあるのは「使用料返還申請書」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、「利用料金減免申請書」とあるのは「使用料減免申請書」と、「利用目的」とあるのは「使用目的」と、「利用者名」とあるのは「使用者名」と、「利用人員」とあるのは「使用人員」と、「利用日時」とあるのは「使用日時」と、「利用施設名」とあるのは「使用施設名」とするほか、次の表の左欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、新規則第6条及び第7条の規定は、適用しない。

第2条の見出し	利用時間	使用時間
第2条第1項	利用時間は	使用時間は
第2条第1項第1号	利用しよう	使用しよう
	利用時間外の利用	使用時間外の使用
第2条第1項第2号	指定管理者が、知事の承認を受けて	知事が
	利用時間	使用時間
第2条第2項第3号	指定管理者が、知事の承認を受けて	知事が
第2条第3項	認めるときは、知事の承認を受けて	認めるときは
	できる	ある
第3条の見出し	利用許可	使用許可
第3条第1項	利用の	使用の
第3条第2項	利用を	使用を
第4条の見出し	利用許可	使用許可
第4条第1項	利用の	使用の
	利用者	使用者
第4条第2項及び第3項	利用者	使用者
第5条の見出し	利用	使用
第5条	利用開始前に利用	使用開始前に使用
第8条の見出し	利用料金	使用料
第8条第1項	利用者	使用者
	利用料金	使用料
第8条第2項	利用料金	使用料

第9条の見出し	利用料金	使用料
第9条	利用料金の	使用料の
第10条の見出し	利用料金	使用料
第10条第1項	利用料金	使用料
	利用する	使用する
	知事の承認を受けて指定管理者 独占的な利用	知事 独占的な使用
第10条第2項	利用料金	使用料
	独占的な利用	独占的な使用
第10条第3項	指定管理者は、知事の承認を受 けて利用料金	知事は、使用料
	できる	ある
第10条第4項	利用料金の	使用料の
第13条の見出し	施設への	職員の
第13条	利用中	使用中
	立ち入り、利用者 利用している	職員を立ち入らせて、使用者 使用している
	利用に	使用に
	利用の	職員をして使用の
	調査することができる	調査させることがある
第14条	知事又は知事の承認を受けて指 定管理者	知事
別記第1号様式	利用許可を	使用許可を
	利用料金	使用料
別記第2号様式	利用料金	使用料
	利用を	使用を
別記第3号様式及び 別記第3号様式の2	利用許可に	使用許可に
	利用料金	使用料
別記第4号様式	利用を	使用を
	利用料金	使用料
別記第6号様式	利用料金の	使用料の
	既納利用料金	既納使用料
	利用料金返還の	使用料返還の
別記第7号様式	利用料金の	使用料の

(鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部改正)

- 3 鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則（昭和46年鹿児島県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例施行規則」を「鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則」に改める。

.....

鹿児島県都市公園条例及び鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第2号

鹿児島県都市公園条例及び鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規則で定める日を定める規則

鹿児島県都市公園条例及び鴨池公園及び鴨池緑地公園の運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鹿児島県条例第56号）附則第3項の規則で定める日は、平成26年3

月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 1 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成26年 1 月 31 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

- 1 公の施設の名称
鹿児島ふれあいスポーツランド
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社セイカスポーツセンター
鹿児島市宇宿二丁目18番27号
- 3 指定の期間
平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31日まで